

久 久 比 奴 末

はまゆうと桜貝と

海光るわが故里

第 5 4 号

1 9 9 0 年 7 月 1 0 日

南足柄路の史跡名勝文化財をたづねて

紀行文 菊田九郎 資料文 塩沢 務

鵜 沼 を 語 る 会

南足柄路の文化財をたずねて

紀行文 菊田九郎・資料文 塩沢 務

6月5日火曜日、昨夜来の雨は降り止まず、念のため塩沢代表に連絡したところ決行の由で、鶴沼公民館に向った。参加者が次第にあつまり8時過ぎに市役所のマイクロバスに乗車出発した。

事務局初め会長、会員でバスは2・3空席があったが、バスは公民館から国道134号線にはいると、代表が今日の見学コースについての説明や注意があった。国府津I.C・曾我梅林古道・255線・大井松田I.Cを左折足柄大橋を渡り・関本大雄山駅前経由・道了尊「大雄山最乗寺参拝」見学約40分位一参道を引き返して関本左折して「白地藏」がある、ところから足柄路の始まり足柄神社ある・矢倉沢バス停の近くに「芭蕉句碑」「矢倉沢表関所跡」・矢倉沢本村に「矢倉沢裏関所跡」・「地藏堂」・「金太郎・生家跡・遊び石」・「夕日の滝」を折り返して地藏堂左折・「足柄万葉公園」・「聖天堂と茶屋・足柄関所跡・足柄峠・新羅三郎笛吹塚」・六地藏・（御殿場線と、東名高速道の間を縫って諸淵を左折し）「丹沢湖・記念館」（引き返して樋口橋を右折し）－「酒水の滝」－「赤地藏」－（矢倉沢路・関本経由帰路）公民館到着時刻5時・30分ころの予定。

雨のせいか134号線の自動車渋滞も少なく、大磯・国府津をへて曾我梅林を通り、南足柄市の大雄山最乗寺の寺域にはいった。登り坂の両側には樹令4-500年の老杉が生い茂り昼なおくらい。この杉並木は県天然記念物とのことである、バスは工事中の坂道を登り寺の駐車場に着いた。雨はいぜんとして強く降って傘をさして最乗寺参拝である。

「大雄山最乗寺」は南足柄市にあって、曹洞宗に属し、門葉あわせて四千余の末寺をもつ大寺で、御本尊に釈迦牟尼仏を安置してあります。最乗寺は応永元年(1394)開山了庵慧明禪師、お生れは相模国大住郡糟谷の庄(現在、伊勢原市)。はじめ鎌倉の不聞禪師について出家、のち総持寺峨山、丹波・永沢寺通幻禪師の大法を相統された。

永沢寺、近江・総寧寺、越前・龍泉寺、能登・妙高庵等を通幻禪師の後をうけて住持し詔を奉じて大本山総持寺に輪住され五十なかばにして退去し郷里の相州に竺土庵を結び。明徳年間こと、ある日一羽の大鷲が禪師の袈裟をつかんで足柄の山中に飛び去り大松の枝にかける奇瑞を示し、その啓示により禪師はこの山中に梵刹を創立された。

「守護道了尊」最乗寺の守護、妙覚道了大薩垂は修験道における満位の行者、相模房道了尊者として世に知られたお方であります。

さきに、聖護院門跡覚増法親王につかえ、種々の霊験あり、大和の金峰山、熊野三山、奈良大峰等にご修業になり了庵慧明禪師、明徳年間に大雄山最乗寺を創建さるゝを覚とり近江の三井寺から飛来して約一年にしてこの大業をなしとげた、この力量一人にして五百人の働きとされております。開山禪師は18年間、当山を離れず学人接化に当られたが修行僧は常に数百人を数え、その業を扶けて弁道され衣食の道を開いた。

監司道了尊のはたらきは超人的なもので、いかに強大霊力のもちぬしであられたか。応永18年3月18年75歳で開山禪師はご還化になりました。

以後当山中にあって大雄山を守り諸人を利済すべしと五大誓願文を唱えて山中奥深くその身にかくされた。その時のお姿が威烈、嚴として火焰を背負い右手に利剣を左手に綱をにぎり、しかも白狐の背におたちに

なったもので衆人悉く奇異の感にうたれ恐怖合掌するうちに天地鳴動してかきけすが如く全身を隠された。以後、諸願成就の道了大権現と称し明治以後、道了大薩垂と称し奉り願人多数の熱烈な尊崇をあつめています、十一面観世音菩薩の御化身であられたもので奥の院に本地仏、十一面観世音を奉祀している。

こんな山中によくも立派な大建築が出来たものだと思う、30有余の堂塔が曹洞宗では福井の永平寺、鶴見の総持寺につて全国大三位の格式を誇る寺である。天狗の像で知られる道了さんには鉄製の大小下駄が多数奉納され、大人の背より高いおおきい下駄も2組あり、庶民の信仰の厚さがうかがわれた。参詣のご利益はあらたかで10時半には雨もやみ、曇り空ながら以後快適な旅をたのしめた。

バスは大雄山最乗寺駐車場から坂道をくだり、伊豆箱根鉄道バスの停留所、大雄山駅をすぎて、矢倉沢表関場跡に向った。

「矢倉沢往還」(街道)は、『御殿場・足柄峠・地藏堂・矢倉沢関場・関本・松田・秦野・厚木・国分・下鶴間・長津田・荏原・溝口・三軒茶屋古代時代の道で奈良一江戸を結ぶ主要道でした。矢倉沢往還は、御殿場の小山方面より、足柄峠を越えて地藏堂を過ぎた所で二つに別れ、一つ筋は関場を通り関本方面へ、他の一筋は本村(ほんむら)を通り山北から厚木方面へと通じている。矢倉沢表・裏関場跡にそれぞれ関場跡の碑がたっている。』

一千年の昔からある、足柄道に昌泰2年(899)に群盗を取り締まるため関場が設けられ、平安末期には一旦すたれたが、江戸時代に入ってから箱根御関所の表・裏関所として再び設けられた。当時この道は矢倉沢

往還と呼ばれ、商業交通路、大山まいり、富士まいりの道として栄えた由えである。この表関場の役人は、江戸時代後半からは代々末光氏が勤め、現在も往時の関所跡には末光家が建っており門の礎石、通行手形などが保存されている。

本村裏関場として旅人の取り調べをしたが規模は表よりも小さかったようで、当時の関場役人の石村氏が今も関所跡に家を建てっおられる。同家にも礎石他に当時の遺物が保存されている。

石村氏から裏関所の説明を伺い、訪問記念にシャープペンシルを全員にいただき恐縮した。（御関所 小名関場 番士を置く、番頭1人、常番2人、先手足輕1人、中間1人、総員5人）

「地蔵堂」矢倉沢地倉堂である。古くからの官道、あるいは脇街道面して、多くの旅人が行き交う交通上の要地、堂の境内には旅人の手になる石碑が見える。津輕国、常陸国などの碑文と馬頭観音なぞ碑、旅の安全を願った人々が建立したもの30基もあるであろう。足柄峠を無事に通り過ぎる願いは、現代人には想像することもむずかしいが、こんな人々の願が、地蔵堂の建立と結びついたのであろうか。堂の裏収納庫のなかには県指定文化財「地蔵菩薩と厨子」が安置され、堂は昭和50年失火で焼失した。その際村人の必死の努力で文化財は運び出され焼失を免れた。

南足柄市は観光に力を入れておられるようで途中の各所に立派な公衆便所が沢山ある、なかには時計付きトイレもあったのには驚いた。

「金太郎伝説」（気はやさしくて力持ち）という言葉をうんだ金太郎は足柄山の熊と相撲の稽古、近隣でも評判の力持の生家跡の石垣と遊び石と伝えられる、金太郎は、坂田公時と名を改め、当時をときめく武将、

源頼光の家来となり、頼光の四天王の一人として長く歴史に名を残した。

「夕日の滝」高さ23■ 幅 5■ 夕日の滝は、酒匂川の支流、内川の上流にかかる滝である。夕日の滝の名称は、一説によると毎年1月15日に夕日が滝の真中に落ちるのでその名が付いた。（金太郎の産湯に使ったのが夕日の滝の水とか。子供の頃遊んだ「かぶと石・たいこ石」等がある。）丸木橋や沢を渡り木の根を踏んで行くと中天から白く光って落下する夕日の滝が見える、滝をバックにして記念撮影をした。ここはキャンプ場・ロッジ・バードウ^オatchingと森林浴に最適なところである。

地蔵堂から、足柄峠至るバス通りの左右に1m位の石畳の道が通りを横切っているのがこれが奈良時代からつづく足柄道である。

「万葉公園」万葉集は、奈良時代（1.250年前）我が国最古の歌集で、全20巻に納められている4.500余首におよぶ歌の製作年代は、仁徳天皇の時代から、近くは八世紀半ばに至る約400年間にわたります。

万葉集の編纂は、ただ一人の手によったものではなく、長い年月を経て、多くの人々の手が加わってまとめられたものです。奈良朝の終りころ、大伴家持が自分の手元にあった歌も加えて全20巻に仕上げたと言われています。その頃の都、奈良から東にあたる関東や東北地方は、東国（とこく）と呼ばれていました、当時の足柄道は、その都と東国とを結ぶ重要な道であり派遣された役人達は、足柄峠で最後別れを告げ、荒々しい東国へ足を踏み入れる感慨を嘆きしめたことでしょう。

あこがれの足柄峠に着いた。万葉の昔、東からまた、西からの旅人がたどり着き、故郷をふりかえり別れを惜しんだであろう古人を偲んだ。

万葉集には足柄山をうたった多くの古歌が残されている。晴天なら南

に箱根・東に足柄平野と相模湾が西には富士の裾野まで見渡せるはずであるが、誠に残念ながら富士山は見えなかった。此処には足柄万葉公園が造られ、万葉の歌碑と樹々が見られる。

「聖天堂と足柄峠茶屋」昔、相模国と駿河国の国境にあった足柄峠を、旅人達は西へ東へと越えていった「更級日記」に、木々が生い茂る中、雲を足の下に踏んで峠を越えた様子が描かれています。聖天堂は弘法大師が京都からはるばる流れついた神像をこの地に祭ったのが始まりです

創立4180年歴史を誇る「足柄峠茶屋」。18代目の今当主が聖天堂の堂守を兼ねておられる、この茶屋は明治以前、街道の「本陣」として重要な宿場となっていた。（足柄峠の歌集は風土記参照）

聖天堂には観喜天が祭られ、浅草、生駒山の聖天様と並んで日本三代聖天と称されている。御利益について、談議が盛んにかわされていた。

堂の隣には四百年来続くと云われる本陣茶店があり、甘酒で知られるが、時間の都合で入れなかった。足柄城。足柄関所跡は復元されていた。常陸風土記によれば此関所から東を関東、西を関西と呼ぶそうである。

日本武尊が弟橘姫を偲び「あづまはや……」と詠まれたのも此のあたりであろう。新羅三郎義光が雅楽を奏したゆかりの地。

バスは六地藏・ゴルフコース等を左右に見て、御殿場線駿河小山駅前經由第二東名の工事も始まっていた。バスは諸淵を左折して丹沢湖に向った。

「丹沢湖」この湖は足柄上郡山北町にあり、昭和45年から工事を53年完成した、面積2.180km² 有効貯水量5.450t人造湖、洪水調節・都市用水の供給・発電等。湖畔には、丹沢湖記念館・三保の家湖底に沈む200 世帯

あまり、茅葺民家を復元した資料館。珍味料理、猪・鴨鍋・ペヘレイは
3年ほど前、山北町がアルゼンチン原産の淡水魚で味は美味。日本では
唯一丹沢湖に生息している。ペヘレイ料理。小田急公報課調べ、温泉郷
入口近く「福寿し」1年中あると。バスは引き返して酒水の滝へ

「酒水滝」（蛇水ノ瀧・風土記） 標高300-200mの間で三段の滝を形
成して酒匂川に合流する。鎌倉時代の名僧文覚が百日の修業をしたとい
われています。全国名水百選・かながわ景勝50選。

バスを降りて山道をのぼると、左側に昔行者の石棺がある、さらにの
ぼると名水泉があり名水でのどをうるおす。滝の規模は夕日の滝よりも
雄大で落下する水は途中で一旦岩の懷に落ち、更にほどぼしりおちる。

（風土記によると、酒水滝は、蛇水瀧と記録されている。）

帰路のバス中では、ぐっすりと眠り、気がつくと鶴沼海岸であった。
つつがなく下車。楽しい意義ある一日を過ごさせて戴き、世話人御一同
様に深く感謝いたします。

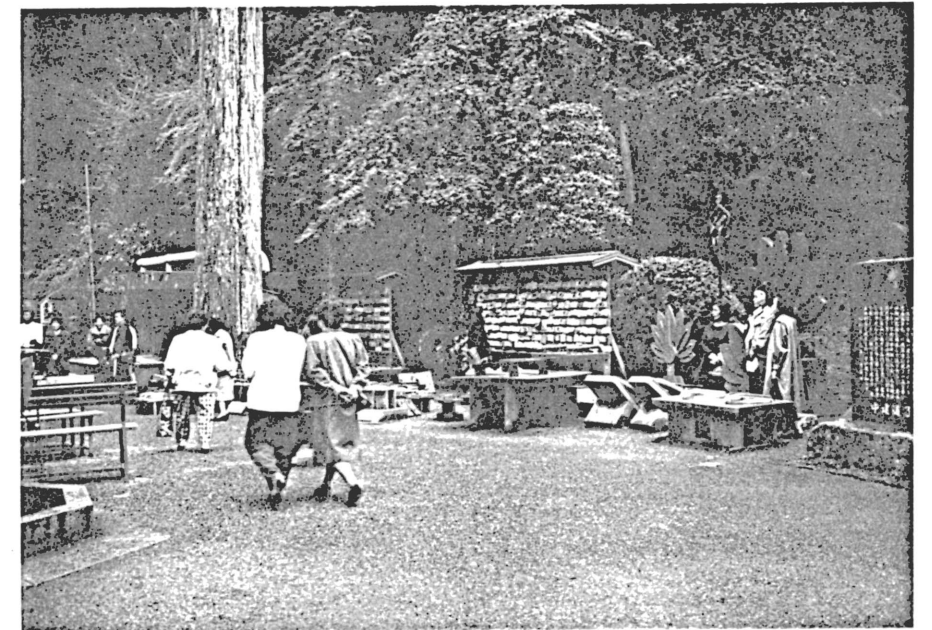
資料提供 南足柄市・神奈川県文化資料・木曽福島資料館・小田急広
報課・山北町・相模風土記。 おわり



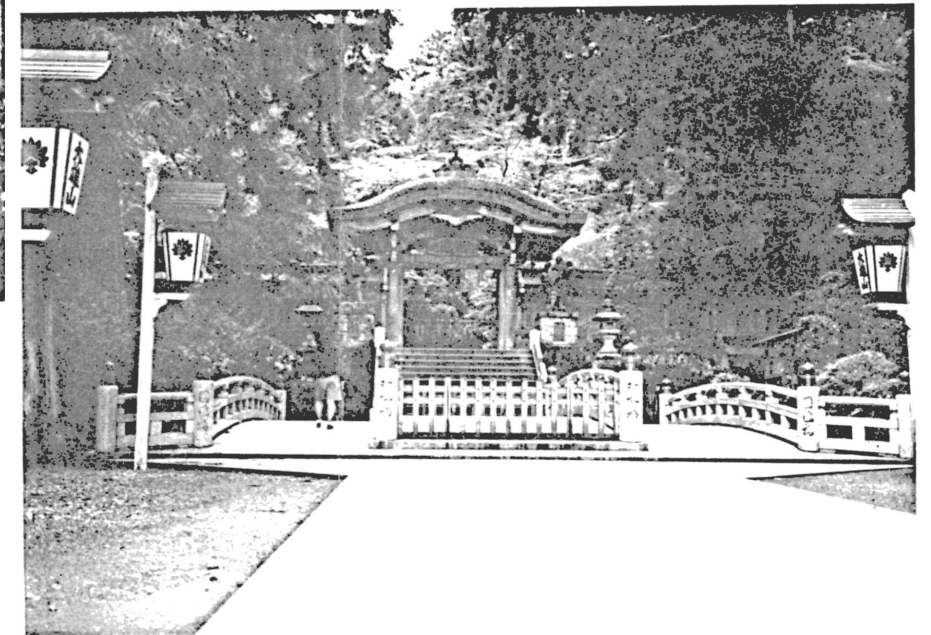
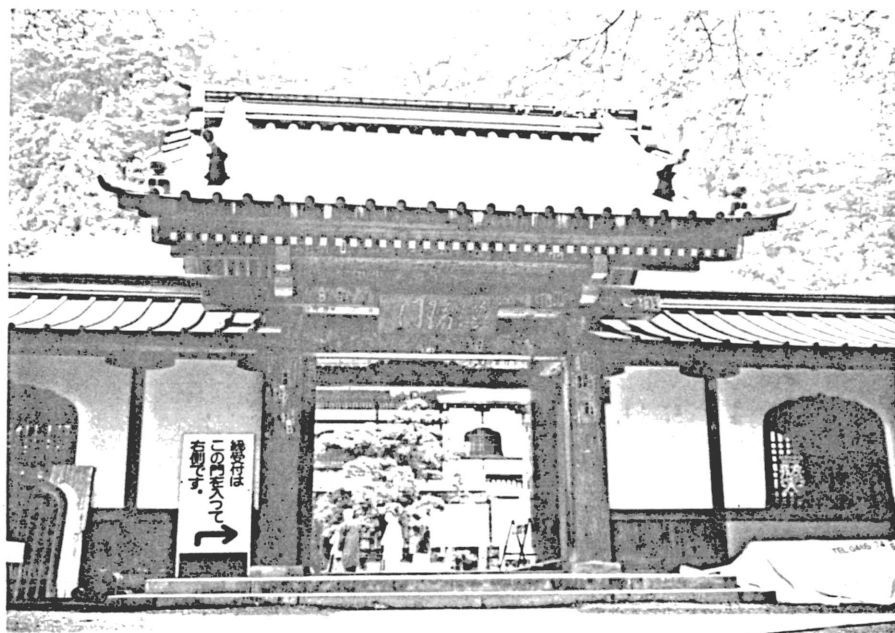
▲仁王門から瑠璃門へ▼
「東海法窟」の額を掲げる
仁王門を今は車窓で拝む



▲多宝塔には多宝如来を奉安する

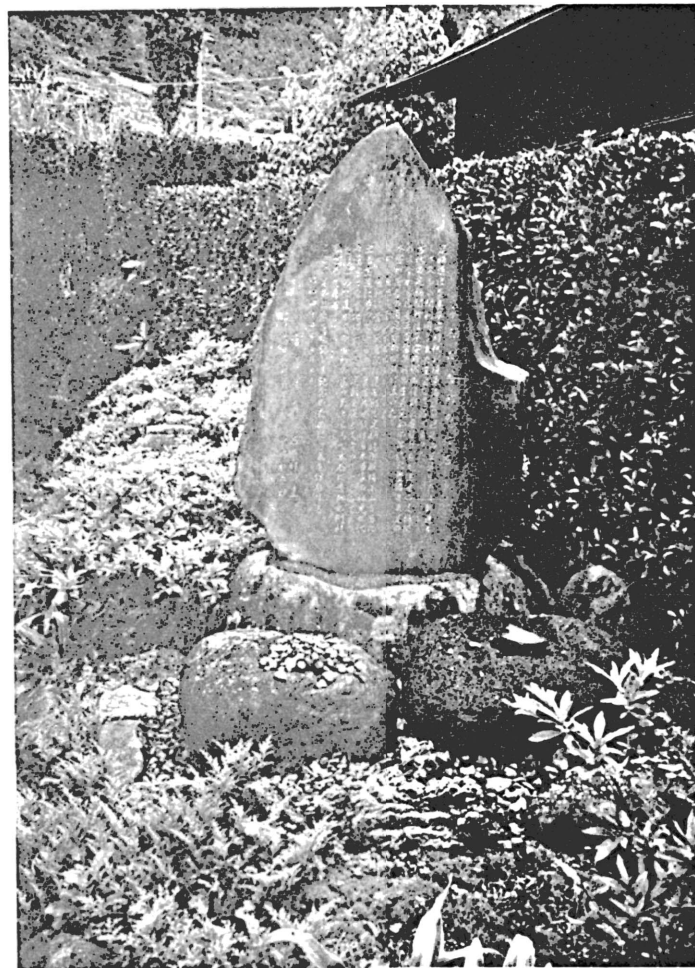


▲善男善女寄進に寄る鉄下駄
▼結界門と御供養橋、当山
守護道了様の御真殿へ





▲ 矢倉沢表関場の碑



▲ 矢倉沢裏関場碑



▲ 地藏堂

▼ 金太郎遊び石



▼ 金太生家跡





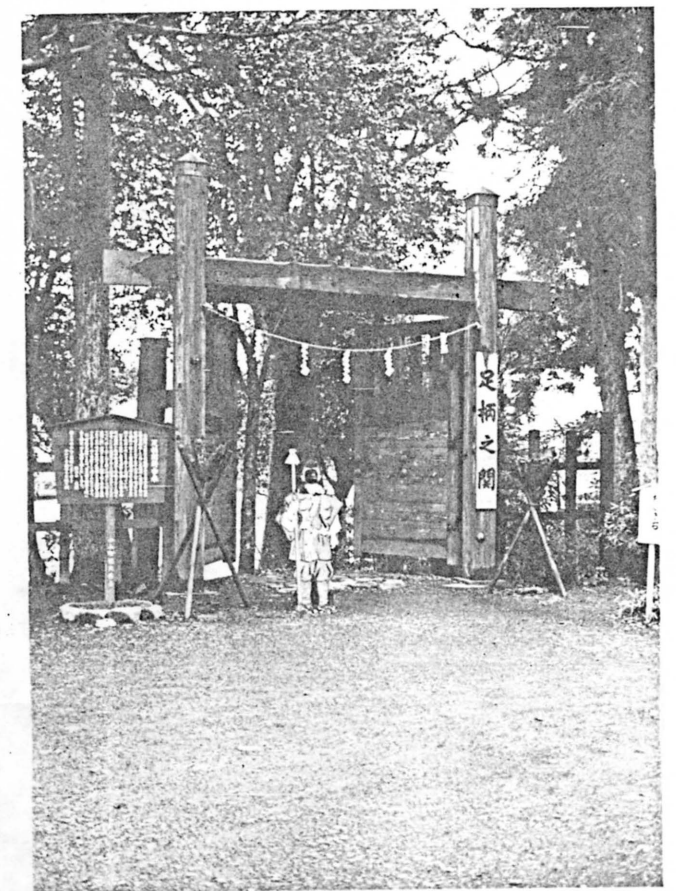
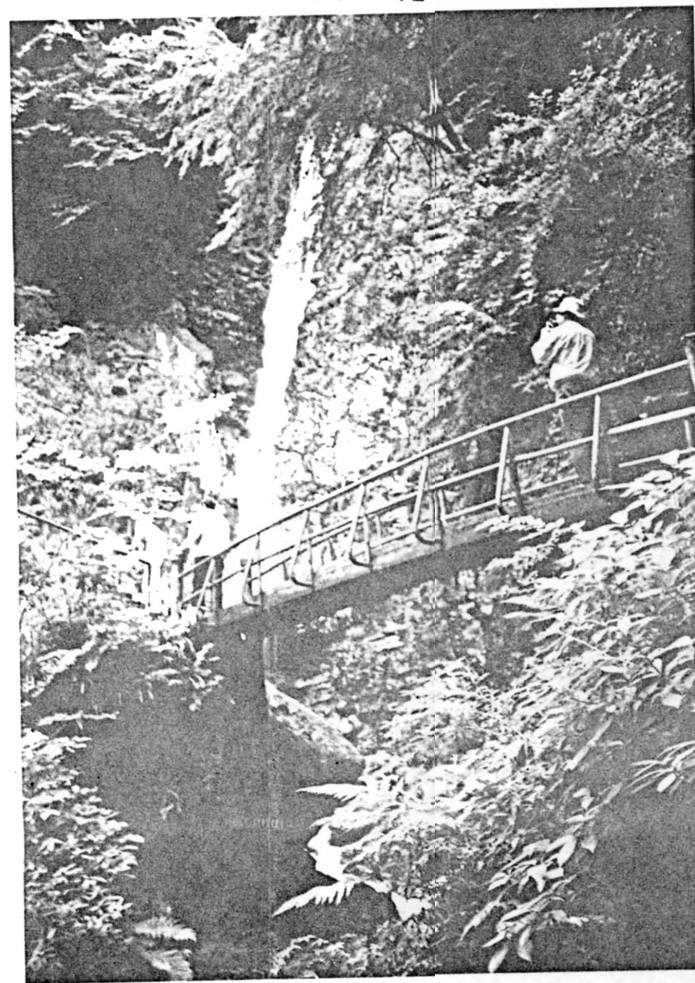
▲ 夕日の滝

▼ 万葉公園



▲ 聖天堂

▼ 酒水の滝



▲ 足柄之関場

▼ 新羅三郎義光笛吹塚



新編相模國風土記稿卷之二十

村里部 足柄上郡卷之九

荊野庄

○關本村勢喜茂登牟良 江戸より行程二十二里二十八町、足柄

關の麓なりし故、世稱ありしと云ふ、按ずるに、是は全く彼關塞をすえられしより後の唱呼にして、往古の稱は【古事記】景行帝の條に、日本武尊東征の歸路、足柄の坂本に到るとあるに據るに、此地もなべて、坂本と云けるなるべし、延喜兵部式、諸國驛馬の數を云へる條に、當國驛馬、坂本二十四匹とあるものも、同玄蕃式に、足柄坂の名見えたるを、併せ考ふれば、顯然たる當所の舊名にして、他を覓むべきに非ず、今大住郡の屬に、坂本村あれど其地の形狀、往昔驛馬を出せし地とは且舊くより郵驛たりし證あれば、此地を云へる事、論すべからず、さて足柄關を置れしより後、いつしか今の唱呼は、發りしと識るべし、舊は飯澤・猿山・雨坪・福泉・弘西寺・荊野岩・荊野一色等の村々をも、概して關本と唱ふ、當村は其本村なり、後今の如く分れて、八

村となりしと云ふ、最乗寺は、飯澤村を隔て、あなたにあれば、尙當村に屬し、且注書寶弘安五年、日蓮身延を出で、武州に赴く路次を記して、九月十五日關本と見えし、其舊蹟は雨坪村弘行寺なり、これ等の類、もと一村なりし證、往昔東海道足柄を通ぜし頃、當所は其郵驛たり、延喜兵部式に據るに、當時此地より、驛馬廿四匹を出せしなり、又同書、當國傳馬の數を擧し條に、本郡傳馬五匹と見え、又【倭名鈔】本郡中に、驛家の稱を載す、共に郡中、他に適當の地なし、此地其舊趾なる事、論すべからず、鎌倉繁榮の頃も、尙かくの如く賑はへり、故に今村内に、賣女澤・茶屋作り等の字あるも、其遺名なるべし、建久元年十月、賴朝上洛の路次、當驛に於て奥州の地頭等、所務の事を沙汰す、【東鑑】曰、十月四日、入御酒匂宿、仍彼國地頭所務間、有被定事等、雖爲路驛猶及御沙汰、繁務不失寸陰之故也、承久三年七月、式部承朝時甲斐宰相中將範茂を俱して、足柄を越此宿に到し事、【承久記】に見ゆ、曰、甲斐宰相中將をば、式部承朝時相云々、貞應二年、源光行の紀行に載する所、當時の繁榮を想像するに足れり、【海道記】曰、關下の宿を過れば、宅を並ぶる住民は、人を宿すを主とし、窓に歌ふ君女は、客を止て夫とす、哀むべし千年の契を、旅宿の一夜の遊女に結び、生涯の樂しみを、往還の諸人の望にかく、翠帳紅閨萬事の禮法異なりと雖、草庵柴戸、一生の觀念是同、櫻とて花めく山の谷ほこり、己が匂も春は一時、建長三年十一月、僧仙覺駿州へ赴く路次、驛翁に足柄の和乎可鷄山

の所在を問しも、當所止宿のついでなり、萬葉仙覺抄曰、霜月の頃、駿河國へ越侍りしに、關本ノ宿にて、主の髻の髪、皆白けて黒き筋なきが侍りしに、若やとて足柄の和乎可鶴山と云は、何處ぞと問侍りしかば、いまだ知玉はぬかと、問返し侍りしかば、知らればこそ問へと申ししかば、當時は矢倉ノ嶽と申こそ、昔は和乎可鶴山とは申けると、承四年三月、宗尊親王、京師より下向の時、當宿に止宿せらる、〔東鑑〕曰、二十九日、藍、鮎澤、夜爲家の詠にも、當所に驛舎ありし事見えたり、〔夫木集〕曰、足柄山の關本に、夕文明十七年九月、僧萬里當所を過りし越れて宿る旅人、又曰、出關本宿精谷、按ずるに、精谷は大住、永祿十一年七月、岩本太郎左衛門奉はりて、傳馬の事を下知せし文書、足柄下郡早川に、關本透宿中に、透の字は、即通の字と記したれば、當時猶宿驛たりし事知べし、戸數六十五、内陰陽師一戸あり、甲州道、東西九町餘、南北六町許、東、貝澤川を隔、弘西寺村の内向田、西、雨坪、福泉二村、南、狩野、飯澤、猿山三村、北、貝澤川を境ひ、今大久保加賀守忠貞領す、寛永九年以前の領主を傳すに、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、慶長十九年御料となり、元和五年、阿部備中守正次に賜ひ、寛永九年より稲葉丹後守正勝領し、貞享三年、大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寶永五年御料となり、延享四年、大久保氏の所領に復す、檢地は、萬治二年稲葉美濃守正則糾す、甲州道村の中程

を歴て、東西に貫く、幅五間許、甲州の外、駿信二州の往來最乗寺に詣で、富士當村人馬の繼立をなせり、西方矢倉澤村登山の繙葉多し、當村人馬の繼立をなせり、西方矢倉澤村、東方塚原村迄、二十八町、是は安永五年十一月より定まれり、其先は東方小田原宿まで、二里十八町、西方は駿州駿東郡竹ノ下村まで、四里十六町を繼送りしと云、又松田惣領まで、二里を送る、この道は和田河原村に至て、甲州道より分る、是矢倉澤道、小名下宿より南へ分る、岐路あり、幅六尺より八最乗寺道なり、

○高札場 ○小名 △上宿 △中宿 △下宿

○洞 北方にあり、長十六間、幅四間、深七間許、

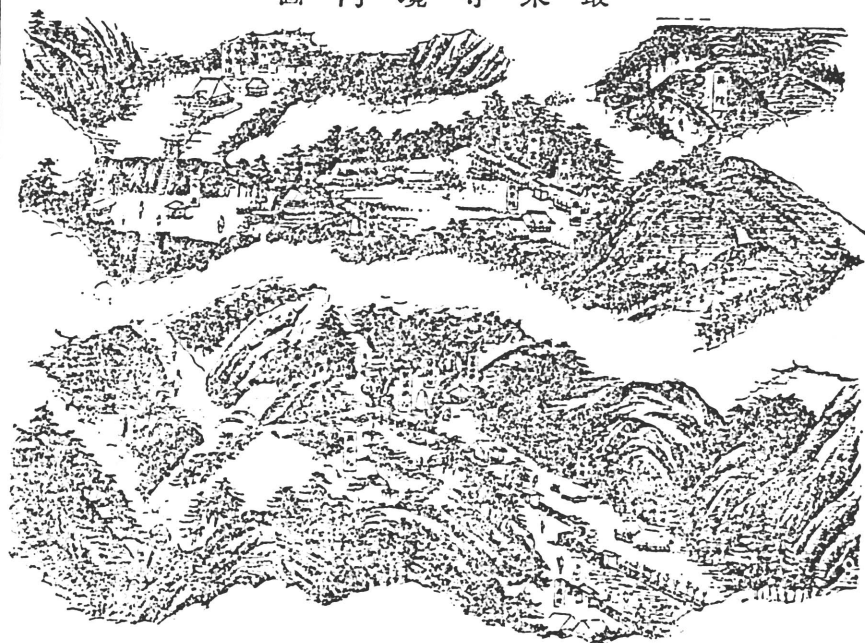
○狩川 南堺を流る、幅十四間より二間、深七間許、

○貝澤川 東北二方の村界を繞りて流る、幅二間、

○熊野社 龍福寺持、○三島社 村民持、下同、○稻荷社

○最乗寺 大雄山と號す、曹洞宗、能州御比村、惣持寺妙の、一應永元年起立す、開山了庵は當國大住郡精屋庄の人なり、〔高僧傳〕曰、釋慧明字了庵、俗姓藤氏、相州精谷二年誕生とす、今精屋主高森村松高庵は、了庵名は慧明、が居住の地なりと云、是出生の地なるにや、了庵名は慧明、了庵は其號なり、日域洞上諸祖傳曰、慧明號了庵、薙髮之地詳ならず、鎌倉建長・圓覺一寺に遊て法旨を聽、曰、周旋

圖 內 境 寺 乘 最



巨福瑞鹿間、永徳三年、丹州永澤寺に入て、僧通幻に従ふ、
後參通幻和尚于永澤、後起曰、永徳三年、丹波國、永澤寺、投通幻和尚、嗣法相續、諸祖傳曰、諸通幻禪師、幻問自何處來、師云、相州、幻云、路多少里、師云、七百里、幻云、鞋踏破若干雙、師云、不記、幻打一柱杖云、老僧此間不容恁、飯袋子、師還然有省、便作偈呈所省、幻首許參堂、又能州總持寺に入て、僧峨山に従ふ、
【高僧傳】曰、參峨山和尚于總持、【諸祖傳】曰、尋登能之去、忽爾徹證、不覺大笑云、諸佛之本源、即是慧明之佛性也、山喝云、你作解心耶、師云、說似一物即不中、山便打師禮拜、自此幾時後快、山遷化の後、再通幻に従ひ、遂に法嗣十哲の上首となる、
【高僧傳】曰、山遷化後、再謁通幻、尋居首、【諸祖傳】曰、歸省於永澤、幻喜甚、師又隨侍有年、會盡古今因緣、八面玲瓏也、幻罷居衆首、付以白拂、爲衆入室、且以自畫像與之、後總持に住し、送泰詔應世於總持、又江州に移りて、總寧寺に住す、
【高僧傳】曰、住江之、總寧寺、禪風丕播、遷て永澤及太平の兩寺を董す、
【諸祖傳】曰、遷董永澤及太平、所到法幢晃々照映人天、應永元年古郷に歸り、上會我村竺土庵に住す、
【高僧傳】曰、應永元年、明壽坊里、會我邑竺土庵に住居云々、按ずるに、今の竺土寺是なり、其寺記には、明徳二年の起立とす、當寺起とは年代違へり、或時驚來りて庵が袈裟を撮去り、當山の松樹に掛く、袈裟掛松と唱へ、庵跡を追て山中に入、松樹の下に到りて今に存せり、庵跡を追て山中に入、松樹の下に到りて座禪す、時に彼袈裟自然に落下りて、庵が肩に掛け

り、遂に寺基を創す、狩野村極樂寺所藏、舊記曰、最乗開飛來、擧取掛在難明肩上僧伽黎、而掛雄梁之松樹、即其御裝、決々半天、跡登雄梁、而到彼松樹邊、且座禪、感其定力、彼裝零落、或は一偉人の指導に任せ、當山而自然掛在難明肩上矣、或は一偉人の指導に任せ、當山を開きしと云、〔諸祖傳〕曰、又到相州、謀開一寺、擇山未指大雄山云、此山最吉、明怪之、丈夫云、莫怪、我是此州大山明王也、言訖求之無方、遂就其地、創最乗寺、時に異人二人、來りて勞を助け、地を穿て錢印を得たり、今金印と唱ふ、什其蹟より清泉湧出す、今に至りて金寶の條に載す、

異人は、矢倉・飯澤二神の化身と云、緣起云、二人の樵夫世音の地也、云々、和尚觀音に接而可開開給、二人の樵夫與和尚登此境嶽而立給、然處に、從餘下鐵印判割出、而和尚云、是即國王之印形也、鐵印出處、即是今之金明水也、二人之山人、一人者矢倉明神、一人者飯澤明神也、故卷尾和尚已來、輪住之諸禪師、到今壯參之證有之云々、されば速に功畢りて、一寺起立なれり、〔諸祖傳〕曰、忍通貴也、皆喜走助土木之功、大般若堂山門、凡伽藍所宜有者、盡成於指顧之間、爾來士流信歸、財施如積、師皆歸之常住、不少白用焉、其法制越の永平寺に倣へりとぞ、

〔高僧傳〕曰、建最乗寺延之、號水大舍、鑿成銀刹、其法規一取制永平、此頃にや、矢倉・飯澤の二神、夜陰屢庵に參禪せしと云、〔諸祖傳〕曰、時有二異侍僧疑之間、師不語、侍僧竊認其蹤、則直到山下、開基は一入飯澤廟、一入矢倉澤廟、依之鐵二神入密參禪、開基は

〔高僧傳〕に太田氏と云、曰、太田氏尊信、相放於

〔記〕には大森寄栖庵と記す、曰、淵本の最乗寺開山了庵和尚、此山に山居ありしを、大森寄栖庵に信じ、此寺を建立しける云々、されど皆寺傳に載ざる所なり、是年冬、箱根權現老翁と化して庵に血脈を受く、時に每朝干梅を食し、茶を飲事を教へ、且庵が望む所を問、庵答て山中水なきを憂ふと云、翁諾して去、遂に水路を通ずる事を得たり、是箱根湖水の水脈なりと云、

緣起曰、應永元年之冬、箱根權現作老者、而開一句後受血脈、問云、別有泉在庵、和尚答云、無山中水而已、老尼暗々、故山水即是箱根權現、同十八年三月廿七日寂す、〔高僧傳〕曰、之海水之水脈也、

智小參鈔二卷、今江左以東、郡縣圖卷、洞上縣志、茶布御比、皆自了庵而分、云々、示寂の年月、當寺傳ふる處、〔高僧傳〕と同一、又日城洞上諸祖傳には、十四年三月十七日に作る、法を嗣ぐもの五人、曰大綱、曰大綱、曰無極、曰尼華春、の内大綱は臨濟大慈院の始祖、尼華春は格庵の初祖なり、本尊華嚴釋迦及び十六羅漢を安ず、羅漢像の事は、〔梅花無盡藏〕にも見ゆ、曰、關本最乗寺有小羅漢、脚不果看透、鞋履不逃小羅漢、境内最廣く、大門より本堂まで二十八町餘、町毎に石標を立、山中松樹繁茂して日影を洩さず、僧萬里の詩にも、最乗古刹樹參天の句あり、是開山の遺囑にして、伐木を堅く禁ずるが故なり、寶徳三年五月

僧春屋が定めし嚴禁あり、其狀曰、山中草木、總而環不可
於截枝者、可截手脚事、於截葉者、可截指事、於刈草者、可
截髮事、古人道豈不是麼、英山中松竹切枝々葉々祖翁皮肉云
々、未五月日宗能、按ずる、永祿三年八月、北條氏康當寺に
詣し、當宇の脩理を加ふ、【小田原記】曰、八月氏康關本最
藍の建立、天正十八年小田原の役に、豐臣太閤制札を與
へ軍勢の亂妨を禁ず、慶長十九年、安藤對馬守重信、山

内伐木禁令の掟書を與ふ、曰、最乘寺境内山林竹木、一切
者、可爲曲事云々、寅十二月朔日、對馬花押、文永に、小田
原御城番へ可申上者也とあり、按ずるに、安藤系譜に、慶長
十九年正月、重信小田原城を請取、直に御番、元和八年四月
城をつとむとあり、此時出せし者なる可し、元和八年四月
江戸御城修營の時、執政以下奉行入、連署にて下知し
寺内の松樹を伐て材料に當らる、入候、大手御門、並御
臺所大引物、關東中山々々在々に無之候、就者關本寺内有之、
此以前木印打候、松木之内二本御用候間、守屋左太夫、大鋸
喜左衛門に、無相違御きらせ可有候、恐惶謹言、元和八年四
月五日、關本最乘寺、酒井雅樂頭忠世、本多上野介正純、土
井大炊頭利勝、井上主計頭正就、永井信濃守尙政、松
平平右衛門佐正之、伊丹喜之助康勝、各花押あり、又駿河
大納言忠長卿の館、作事の時、附屬の臣連名の書翰を
寄せて、料材を所望あり、以上、一筆申入候、依宰相様御
寺山に而、御臺所らしひき物、本御用に候、於御合點者、近
日山取之儀、守屋左太夫所まで可申付候、委細者御報可承候

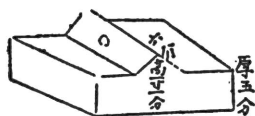
恐惶謹言、西常寺□□七月十九日、酒井備後守忠
利、鳥居土佐守成次、朝倉筑後守宣正、各花押あり、慶安元
年八月稻葉美濃守正則、書翰をもて寺社奉行安藤右京
進重長、松平出雲守勝隆へ、境内山林竹木、免除の御朱印
を賜はらん事を執す、其文書今、此月即ち御朱印を賜はれ
り、又正則境内の制札を調べ、書翰を添て授與す、

其書曰、先日承候、最乘寺被立置候札、調之進之候、何方成
共、御立させ可有之候、文字消、見發候節、從輪番住持、御
斷次第、書替立可申候、貴僧御名書入申度候得共、一派中之
爲に者、此度札之通、可然存無其儀候、添札成共、裏書成共、
可被任御心、猶秋中御歸寺之節、可申承候、當寺、往古よ
り輪番持なり、是は僧春屋、康正二年三月、
文明中、總世寺、足柄下郡久、の開山宗枿より住僧在仲に書

を寄、輪番の事を胥議す、其書簡曰、大雄峯高、最乘溪深、
而人天同望、其威風嚴而一百餘歲、閑未絶、一派分而或兩派、
或水如朝東、或星似拱北、諸方淨徒、不招難來、他山之禪流
不得爭、然則早被始彦弟子巡番出世候者、猶如上雲、虎
似出洞、不問戒臘高下、不謂老若尊卑、不擇器用不器用、有
御評議末寺末山諸弟子等、不被及異議、被請諸尊宿之御意、
速達御住院候者、孫子枝葉、重抽雄峯之一宗、長可含笑者乎
至祝々々、至禱々々、于時文明十年戊戌六月十七日、進上最
乘寺衣鉢閣下、總世寺宗枿花押、按ずるに、原本は失て其寫を
藏、【小田原記】にも輪番の事見ゆ、曰、當寺開山了庵和
奥州まで、此和尚の法孫として、諸寺
悉く當寺の住を勤、一年替に輪番也、今も開山の末派、二

十五寺の住職、年別に一人輪番す、中に就て、武州越生如寺のみ、七年或は九年、龍穩寺と、上總國真をもて、其順年とす、年々七月二十五日、交代の定期たり、又下總國府臺總寧寺と、越生龍穩寺を當寺の後見とす、されど遠路たるにより、竹松村大松寺、塚原村天王院、兩寺の目代として、其寺務を掌どる、寺の百姓十二戸境内に住す、今世俗小田原提灯と稱するもの始當寺山中の材を以て製す、よく魑魅の怪を避く、加之狐狸惡獸近寄す、是其材靈山より出るが故なりと云今猶小田原宿にて毎座に是を齎ぐ、事は小田原宿新宿町に詳なり、

【寺寶】 △金印一顆 當寺第一の寶物とす、前に記す如く、中にて掘得る處の鐵印なり、又土人の傳には、了庵三島明神の告によりて掘出せしと云、此説たしかならず、此印章を以て紙上に點じ、所持する者は、常に時を避け、夜行に山賊惡獸の災害を免ると云、漱石齋小舛録曰、相州小田原最勝寺に、金印と云物を藏す、余其金印の點せるを獲て觀るに、古篆文にて、如何なる字なるや、讀がたかりし、時に友人宋維懷よきり來りて、印文を見て云ふ、是臨仰の二字なり



勝寺に、金印と云物を藏す、余其金印の點せるを獲て觀るに、古篆文にて、如何なる字なるや、讀がたかりし、時に友人宋維懷よきり來りて、印文を見て云ふ、是臨仰の二字なり

と定めたりき、余よりて古篆の書を考案せしに、臨仰の二字なること疑なし、臨仰の字は、思ふに俗名なるか、
△道元禪師書一幅 竪五寸、幅一寸、文字羅食して讀がたし、
△石一顆 圓徑一寸餘、純黒、
△珠數一連 長一尺三寸、
△唐鏡一面 圓徑六寸三、
△架婆二頂 以上二品、
△鎗一柄 長船友、
△刀一腰 壽命、
△幕一張 地は紫綸、
△卓圍一鋪 紺地金襴、
△經机一脚 以上三品、
守より寄附、共に葵の御紋章を付く、
△開山堂 △衆寮 虚空藏を本尊とす、△廻廊 山門跡あり、
△山門 回廊に隔て再建未成らず、
△仁王門 △鐘樓 文化十一年再鑄の鐘を掛、銘をも鐫す、
△道了權現社 圓通橋より石階三所 總て百七、を登て社前に至る、神體木の立像 座を合て長二尺五寸、及大天狗小天狗の二像を置、道了は舊了庵の徒弟たり、寺傳に據に無雙の大力にして、當山を闢く時、師に力を合せ、一人にて大木大石を除き、其功少からず、又師の爲に、當山守護の誓願を發起し、應永十八年、遂に天狗となりて、山中に住せり、
寺記曰、師遷化他邦之後、道了俄頃變色、謂衆云、因緣終結、然盡未來際、恒在此山、守誡於伽藍、言了而忽化雲上去、實

目の左右に、白□□安同歸常寂
以首□□皆已成佛の文を彫す、昔日蓮足柄經歷の時、按ず
注書誤に據に、蓮の此地を、經歴
せしは、弘安五年九月なり
石に刻して爰に建しを、近き頃酒匂川水溢の時、表裏
二面に割て、表石は吉田島村の堤上に建て、爰には其
背石に模刻して建つ、即是なりと云、村持、

新編相模國風土記稿卷之廿一

村里部 足柄上郡卷之十

荻野庄

○矢倉澤村 也具羅佐
波牟良

江戸より行程廿三里三十三町、矢

倉ヶ嶽の麓なるが故、村名とせしならん、按ずるに正保

國圖には、小名本村の地を、本矢倉澤村、關場の地を、

本矢倉澤村の内、矢倉澤村と分載したれど、元祿の國圖

には、今の如くにて區別なし、按ずるに、古は足柄峠の

頂上を駿相二州の界とし、夫より此方の地、總て當村に

屬せし事灼然たり、然るに今は頂上より十町餘、此方を

以て國界とす、正保・元祿の改も、既に今の定に同じ、其

沿革せし年代は詳ならず、悉くは總説
に辨あり、戸數七十九、數内驛
十三

戸あり、東西一里二十九町、南北三里許、東、荻野一色・荻野岩二

里、駿東郡、竹ノ下・小山二村、南、郡中宮城野・仙石

原二村及駿州駿東郡桑木村、北、本部内山村、村内柴胡・紫

根を産せり、又蛤澤より蛤形の化石出づ、石蛤と唱ふ、

按ずるに、豆州にも所々此化石出る所あり、其中山中の石間に
出るもの、最奇品とす、此地に得るものも即此類なり、又彼地

には蚶・海扇・鯉・鰻等の數種ある由、豆州志稿に詳載せり、今大久保加賀守忠貞領す、正天十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜ひ、元和元年御料となり、同五年阿部備中守正次に賜ひ、寛永元年又御料となり、同九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年大久保加賀守忠朝に替賜ひ、寶永五年御料となり、延享四年舊に復して、大久保氏に賜ひ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則紀せり、東西に亘りて甲州道通す、幅二間餘、足柄峠を踰て、駿此道即往古の足柄官道なり、今は甲州及び駿信二州への通路となる、當村人馬の繼立をなせり、東方關本村迄一里八町、西方駿州駿下村迄二里廿九町を送る、但し月毎に上十五日は當村、下十五日は、十日菊野岩村、五日菊野一色村、

○小名 △本村 △關場 御關所の所在地なり、 △足柄 又地藏堂とも云是は地藏堂所在

○矢倉ヶ嶽 西北にあり、登十五町許、【萬葉集】に、和乎可雞山曰、阿之賀利乃、和乎可雞夜薩能、可頭乃 与有は、此山の舊名、由、僧仙覺に關本宿の驛翁が語り告し事、萬葉仙覺抄に見えたり、曰、建長三年霜月の頃、駿河國へ越侍り、皆白けて黒きすぢなきが侍りしに、若やとて足柄の和乎可雞山と云は、何處ぞと問侍りしかば、いまだ知玉はずかと問返し侍りしかば、知らねばこそ問へと申ししかば、當時は矢倉ノ嶽と申をこそ、昔は和乎可雞山とは申けると承ると、申侍りしと

なり、源頼朝豆州配流の頃、安達盛長或夜の夢に、頼朝矢倉ヶ嶽に尻を懸云々と見て、是を主に語る、大庭景義傍に在て、是最上の吉夢と賀せし事あり、【源平盛衰記】に、藤九郎盛長見けるは兵衛佐足柄の矢倉嶽に尻を懸て、左の足には外浪を踏、右の足にては鬼界島を踏、左右の脇より日月出て光をならぶ、伊法々師金の瓶子を懷て進出、盛長銀の折敷に、金の盞をすえて進寄、盛長銚子を取て酒をうけ進れば、兵衛佐三度飲と見て、夢は覺にけり、盛長此事兵衛佐に語る、景義申けるは、夢最上の吉夢也、征夷將軍として、天下を治給へし、日は主上、月は上皇とこそ傳へ奉れ、今左右の御脇より光を比べ給は、是國王猶將軍の夢につゝまれ給べし、東は外浪、西は鬼界島まで俯伏し給へし、酒は一旦成酔、終にさめ本心になる、近は三月、遠は三年に、酔の御心醒て、此夢の告一として相違事是有べからずとぞ申ける、頂に矢倉明神の小祠あり、菊野岩村矢倉明神の舊地と傳ふ、○猪ノ鼻ヶ嶽 西南にあり、猪ノ鼻ヶ嶽の舊地と傳ふ、名義は油石原村に傳、仙石原村及び駿州駿東郡桑木村に跨り、頂上を堺とす、爰に猪鼻權現の小祠あり、○足柄峠 西方足柄山にありて駿州駿東郡に跨れり、彼郡内竹下村まで、二里二十九町二十間の里程なり、登一里二十九町二十間、【古事記】に足柄坂、景行段曰、倭武命、平和山河荒神等、而還上幸時到足柄坂、是柄之坂也、於食御娘處、其坂神化白鹿而來立、爾即以共昨遺之蒜片端、待打者中其日、乃打殺也、故登立其坂、三數詔云、阿豆麻波夜、故號其國、謂阿豆麻也、即自其國、

足柄嶺眺望圖



○埼玉郡上丁藤原部等母麻呂
伊呂夫可久世奈我許呂母波曾米麻之乎美佐可多婆良
婆麻佐夜可爾美無、○妻物部刀自賣
阿志加良能、美佐可多麻波理、可閉理美須、阿例波久
江由久、阿良志乎母、多志夜波婆可流、不破乃世伎、
久江氏和波由久、牟麻能都米、都久志能佐伎爾、知
麻利爲互、阿例波伊波々牟、母呂母呂波、佐祁久等

麻乎須、可閉利久麻互爾、○倭文部可良麻呂
峠
足柄の山の峠にあがりてぞ一本けふきて 河内
の程は知るゝ百首 富士の高嶺

○夕日瀧 西方の山水會同して一條となり、宇北入山の邊にて瀑布となり、高二丈六尺許、山間を下りて北流す、是 川の上流たり、○狩川 猪ノ鼻ヶ嶽の邊より出る山水、會同して一條となり、村の東南を流る、幅六間より十三間許に至る、川傍に水除の石隄を設く、○内川 夕日瀧の下流なり、此他西方の山水二流、一は相ノ川、一は此下流に會同し、一條となりて川名を得、村の中央を貫き流る、幅二間より三間許に至る、板橋一間、土橋二間は八間、せり、川岸に水除の石隄あり、流末は北隣内山村に沃で、矢倉澤川と呼ぶ、○北川 源は蕨澤と唱へ、西北の方、矢倉ヶ嶽の邊より出づ、村北を流れて川名を得、幅二間より六間許に及ぶ、東北に達して内川に合す、水防の石隄あり、○澤 小名足柄の東邊山間より出づ、蛤澤と唱ふ、今此澤より蛤形の化石出、故に此唱へあり

○御關所 小名關場にあり、惣構二十間許、領主大久保加賀守忠真預りて番士を置く、番頭一人、當番二人、先手足輕一人、中間一人、總て五人を置て守らしむ

往來繁き時は番頭一人、建置之始詳ならざれど、土人の先手足輕一人を加ふ、傳に據れば、大庭又五郎と云もの、天正小田原落去の後、始て常番人となると云、村内江月院の鬼簿に又五郎の法名を録して、慶長十五年八月死すと見ゆ、其子又五郎慶長十九年、小田原御城番近藤石見守秀用の手に屬し、寶曆の頃に至り、子孫大久保氏の藩士となりしとぞ、全く御入國の時、始て置れし所と見ゆ、小名本村西方の山道に、裏番所あり、一人を置く、又足輕一人、本番所より兼勤す、

○白山社 村の鎮守、例祭九月廿九日、寶珠院持、△末社 神明 牛頭天王 天神 ○矢倉明神社 村持、矢倉嶽頂上にあり、苅野岩村矢倉明神 ○金山社 村民持、下元宮と云、彼村の條に詳載す、

同、○山王社 ○淺間社 ○子神社 ○山神社四

○江月院 嶺松山と號す、曹洞宗、足柄下郡板橋、本尊正觀音、長三尺二分、脇壇に藥師を置、長七寸二分、永祿三年行基作、

の開建にて、開山は文察_{本寺九世、慶長十七年七月二日寂す、}と云、△衆寮 △白山社 ○寶珠院 寶澤山と號す、古義眞言宗、金子村最明寺末、本尊不動を安ず、寛永元年の開建にて、開山は運海と云、○足柄地藏堂 聖德太子の作佛を置、長五尺二分、

六縁山誓廣寺の號あり、相傳ふ、往古駿州仁杉_{駿東郡}と云處に、杉の大樹あり、靈木の聞えあれば、其木を伐り、當所及駿州竹ノ下村_{駿東郡}の屬、當國板橋村_{足柄下郡}の屬、

の三所に、一木三鉢の作を置と云、堂は文化十四年回祿に罹り、文政十一年再建す、正七の兩月廿四日を緣日とす、七月は殊に參詣のもの多く、駿州御厨邊の村々よりも參詣す、乳を病る婦人立願すれば必其驗ありと云、江月院持、下同、△寮 堂守の僧住す、堂守の僧、勸化大さ五升入許、柄の長二尺許、表に御免足柄地藏堂と記す、此御免起發の年代等詳にせず、○地藏堂

○御陣場跡 西南の方路傍の林中を云、長二十間許、按ずるに、天正十八年小田原陣に、東照宮は足柄峠より寄給ひしと云へば、_{【管窺武鑑】曰、家康公は足柄越、其時此所に御陣を据られしと覺ゆ、}○大森信濃守氏賴城跡

西南の方、小名足柄の東にあり、其地を城山と唱ふ、東西四十間許、又北方内山村界の山上に、濱居場城跡あり、其地域多く内山村に屬して、當村に係る所、纔に十分の二なり、故に彼村の條に詳載す、○足柄古關

足柄峠の頂上より此方に宇明神といふ處あり、其邊其舊趾ならんと云ど、未慥かなる證を得ず、天慶二年、平將門關東に潜亂せし頃、衆に令ぜし詞に、足柄關を固むべしとあり、_{【將門記】曰、新皇勅云、凡八關之程、坂東云々、}寛治中、武衛・家衡の亂に、甲斐守義光兄義家を赴授せんと、奥州に下向せし路次、この關に係りし由

【時秋物語】に見えたり、曰、義光兵衛尉を辭し申て、馳下りける、豐原時秋強て隠ひ來にけ

り、相模國足柄山にて、義光馬を扣て曰、留め申せども用ゐ玉はで、是まで伴ひ給へる事其志深し、さりながら此山の關轍通す事もあらじ、義光は命をなき物にして罷向へば、いかなる關をも憚るまじ、竟破て通るべし、それには其用なし、是より歸り給へと云々、治承四年八月、石橋山敗軍の時、土屋三郎宗遠夜に紛れ關吏の隙を伺ひ、潛に越て甲州に走る、

【源平盛衰記】曰、土屋三郎宗遠は、甲斐の國へぞ越られける足柄の山に關居りたりと聞て、宗遠夜に紛れて通りけるが、見れば時に假屋打て前に簾をたく者共、四五十人が程ぞ臥たりける、如法夜半の事なれば、關守睡て覺ず、よき隙と思ひぬき足して、承久三年五月、北條右京大夫義時追討の宣旨を各道に下されし時、義時等此關を固め、官軍の下

向を待べきの異議あり、【重經】曰、五月十九日、被下右京晚鐘之程、於右京兆館、和州武州、前大膳大夫入道、駿河前司、城介入道等、凝評議、意見區分、所詮固關足柄、宮根兩方道路、可相待官軍之下向之由云々、飛鳥井參議雅經の歌によれば、承元

建保の頃は、定まる關はあらざりしと見えたり、【雅歌】は後、引用、雅經は承久三年、五十二歳にして薨せし人なり、全く廢蹟となりし年暦は傳へず、關東御打入の後は、今の處に關所を建られしなり、抑この關は、古歌にも多く見え、今世に至ても尙詠出して其名朽す、證歌左に採録す、

足柄の關の山路を行人は知もしらぬも跡からぬ哉、【端書】

に、東なる人の許へまかりける道に、相模の國足柄の關にて、女の京にまかり上りけるに逢てとあり、【後撰集】○眞靜法師

足柄の關路越ゆく東雲に一むら霞む浮島か原【新勅撰集】○後京極攝政

只暮子關の戸さゝぬ比なれば月にそ越ん足柄の山【古今集】下同 ○家隆

鳥の音に猶山陰の暗ければ明てそ出ん足柄の關 ○土御門院

降積る雪の八重山道とちて行末うとき足柄の關【續拾遺集】下同 ○平長時

昔より通ひし中の跡とめて心隔つな足柄の關 ○常磐井入道

手向して心ゆるすな足柄の關の山越荒き其道 ○同

ふかき夜に關の戸出て足柄の山本暗き竹の下道【風雅集】○藤原賴成

更に今都も戀し足柄の關の八重山なほへたてつゝ【新千載集】○津守國重

時雨つる雲を外山に分捨て雪に越ゆく足柄の關【新拾遺集】○卜部兼直

行人の心とめすは足柄の關守神もかひやなからん【新

後拾遺集】 ○行 朝

關の戸も松の下行跡絶て雪にゆるさぬ足柄の山【未木集一下同 ○爲 家

嵐ふく足柄山の關本にゆふ越くれてやとる旅人 ○同
關の戸を木綿付鳥はつれなくて鹿の音明る足柄の山
○爲 實

心とも過も遣られす東路やまた分馴ぬ足柄の關 正治百
首 ○能登守具親

足柄の關をも知すねたけにも名のり散して歸る雁かね
丹後守爲忠百首 ○頼 政

寥しさを誰に語らん秋風に獨關もる足柄の山 影供歌合
○慶 印

足柄の關に茂れる玉小菅行かふ駒もすさめさりけり家
集 ○元 眞

留るへき關屋はうちもあらはにて嵐は烈し足柄の山
【明日香井集】下同 ○雅 經

足柄の山の關守古は有もやしけん跡たにもなし 端書に東の路にて詠める歌
○同

足柄の山のかひこそ無りけれ別るゝ涙せきも止めす
○同

足柄の關を夜さへ越るかな空行月に駒を任せて【拾玉

集】 ○慈 鎮

行かひの道のしるへに有ましを隔てける哉足柄の關家
集下同 ○相 模

悔しさも忘れやせん足柄の關のつらさをいつになり
なん ○同

足柄の關吹越る秋風のやとりしらるゝ竹の下道【東國
陳道記】 ○細川玄旨

足柄の八重山こえてなむれは心とめよと關や守らん
【國國雜記】 ○准后道興

○仙石原村 世平古久 波良武羅

江戶より行程二十五里半餘、土俗相傳
て、當村元原野たり往昔朝此邊を過りし時、此地田畑に繁闢
せば、凡千石も有べきならんと云はれしを以て、村名は起りし
なりと云へど、民戸四十三、東西一里半餘、南北一里二十
信じ難し、

町、東、宮城野村、西、駿州駿東郡二子・深良二村、南、足柄下
郡元箱根、北、駿州駿東郡・深澤・桑木二村及本郡矢倉澤村、

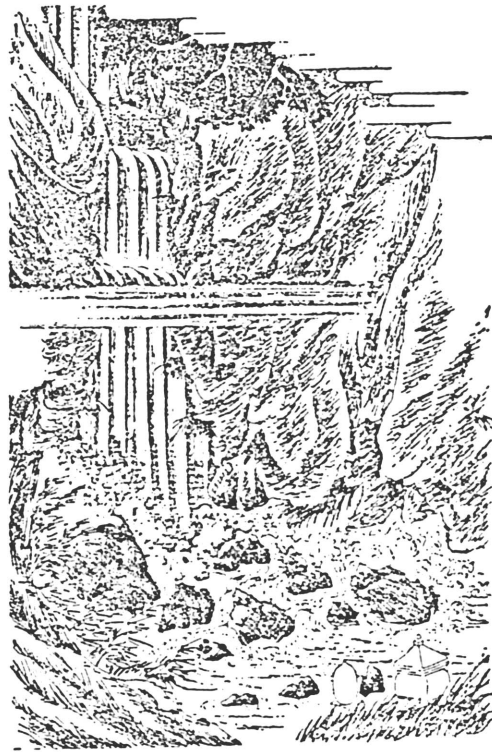
當村及び宮城野村は、共に郡中に在りと雖、諸事足柄下
郡箱根の諸村と伍をなせり、是路次の便宜に因れるなり

又幾且門戸に櫓を立て松に代ふ、是も彼地の風俗波及せ
しならん、抑當村落は關外に在て、其風俗甚鄙しく、關

内の諸村に比すれば、異なる事異郷の如し、農間には木
屨を造り、或は蘆湖元箱根の屬、の邊萱野を穿て、神代杉元口八九

尺、長五間、を得、箱根山中湯本の邊に設て、挽物細工の
許あり、

蛇水瀑布圖



○子ノ神社

○正覺院 箱根山と號す、當山修驗、勢州山寺製發 本尊不動を置、中興長山、寶曆五年七月十五日寂す、

○大日堂 本尊長一尺四寸、は文覺の作と傳ふ、内山村保福寺持、下同、○不動堂 蛇

水ノ瀧の傍にあり、故に瀧堂とも號す、龍王山誓源寺の號あり、

○淨光寺蹟 酒匂川の邊陸田間に、淨光寺原の唱へあり、高凡九百坪、今猶五輪の額碑殘れり、

古大森氏春日山城の屬、内山村を抱し頃は、當寺大森氏の香花院たり、

信濃守、後年駿州駿東郡生土村へ移住する時寺を彼地に移し、今に存せりと云、

○谷ヶ村 也賀 辛良 永祿十一年の物村内白旗には、屋賀村郷とあり、江戸より行程二十五里十六町、民戸四十三、東

西一里六町、南北一里二十町、東、酒匂川を隔川西村、西、矢倉澤、平山、内山三村、北、川西村、永祿の頃は、松田左馬助秀治領せり、内

白旗社棟札に、地頭左馬助と載す、〔役帳〕に松田左馬助、西郡菊野庄を知行せし由見ゆ、今大久保加賀守忠眞領す、領主の遷替、前村に同じ、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則紀す、東南より西に亘りて往還あり、幅八尺、是小田原より

隨一の瀑布と云べし、古僧文覺百日の行法を修せし舊跡と傳ふ、此瀧の側に不動堂あり、又石棺あり、昔時入定せし行者の棺なりと傳ふ、傍に秀同上座と刻せし碑あり、年代事實共に傳はらず、瀑布の餘流一條となり東して酒匂川に沃ぐ、

○棚倉明神社 村の鎮守、例祭九月八日、正覺院持、駒形社 社地にあれど、別に村持とす、○神明社 村持、下同、○稻荷社 ○山神社 白山天王を相殿とす、

「鵠沼」平成2年7月54号

平成2年 7月10日発行

南足柄路の史跡名勝

文化財をたずねて

注意、学習用印刷部数35部

発行所 鵠沼公民館

藤沢市鵠沼海岸2-10-34

電話33-2001

編集鵠沼を語る会 代表

塩沢 務

藤沢市鵠沼海岸3-12-33

電話36-7876